解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年九月二十七日開催の社員総会の決議並びに島根県知事の認可により、平成二十七年一月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年二月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年二月二十四日

島根県出雲市平田町九八九番地一

医療法人愛和会

清算人　佐藤　正保

第十三期決算公告

平成二十六年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・百万円

資産の部	
流動資産	一二六
固定資産	一六二
資産の部合計	二八八
負債及び純資産の部	
流動負債	五一二
固定負債	一、四〇七
負債の部合計	一、九一九
株主資本	△一、六三一
資本金	四四五
資本剰余金	四二五
資本準備金	四二五
利益剰余金	△二、五〇一
その他利益剰余金	△二、五〇一
（当期純損失）	（三〇七）
純資産の部合計	△一、六三一
負債及び純資産の部合計	二八八

平成二十七年二月二十四日

東京都文京区本郷一丁目二八番一〇号本郷ＴＫビル三階

ヘルスケア・コミッティー株式会社

代表取締役　西川　昌人

配当公告

名古屋市千種区内山二丁目一〇番一八号

破産管財人　服部　勝之

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十六年（フ）第一四一五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金一七三、八九八、三一六円

一、配当をすることのできる金額

金一七、六八七、三〇二円

平成二十七年二月二十四日

名古屋市中区丸の内三丁目一七番六号ナカトウ丸の内ビル八階入谷法律事務所

破産管財人　入谷　正章

配当公告

名古屋市瑞穂区松園町二丁目四五番地の一

破産者　株式会社ダイシン

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十四年（フ）第一九二三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金九〇七、四五八、七一八円

（内優先債権額　金二五〇、〇〇〇円）

一、配当をすることのできる金額

金五八、九九九、八二八円

（内優先債権額　金二五〇、〇〇〇円）

平成二十七年二月二十四日

名古屋市中区丸の内二丁目一〇番一九号市川ビル三階　破産管財人　森　美穂

配当公告

徳島市川内町金岡三一番地の一

破産者　大和建設工業株式会社

右の者に対する徳島地方裁判所平成二十五年（フ）第七一号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一、〇九七、九六一、四五四円

一、配当することのできる金額

金六〇、二〇一、二六五円

平成二十七年二月二十四日

徳島市幸町三丁目一五番地伊藤ビル三階

破産管財人　竹原　大輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県山形市本町二丁目一八九番地、最後の住所山形県山形市本町二丁目四番四四号

被相続人　亡　川口　武

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月二十四日

山形市旅籠町三丁目三番四二号　山川ビル三階

相続財産管理人　弁護士　峯田　典明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県行方市於下一〇〇五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　大橋　淳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月二十四日

事務所茨城県鹿嶋市鉢形一〇八四番地二二

相続財産管理人　大曽根佑一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍朝鮮、最後の住所東京都小平市上水本町五丁目二〇番二―六〇三号

被相続人　亡　春山圭こと　孫　晋洙

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月二十四日

東京都渋谷区渋谷一丁目七番三号三雄ビル六階大田黒昔生法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大田黒昔生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区下落合二丁目一二番地、最後の住所東京都八王子市狭間町一八三八番地

被相続人　亡　山本　芳和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月二十四日

東京都渋谷区渋谷一丁目七番三号三雄ビル六階大田黒昔生法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大田黒昔生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区上馬四丁目七九一番地、最後の住所東京都杉並区宮前四丁目三〇番三号アリア久我山　被相続人　亡　安井　アヤ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月二十四日

東京都中央区銀座五―一四―八銀座ワカホビル四階クラース銀座法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大澤美穂子

第　6　期　決　算　公　告

平成27年2月24日

東京都千代田区丸の内二丁目1番1号

辰巳プロパティー特定目的会社

取締役　松澤　和浩

貸借対照表の要旨（平成26年10月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
その他の資産の部		流動負債	2,638,830
流動資産	4,382,244	**負債合計**	**2,638,830**
		社員資本	1,743,414
		特定資本金	109,700
		優先資本金	978,300
		剰余金	655,414
		当期未処分利益	655,414
その他の資産合計	**4,382,244**	**純資産合計**	**1,743,414**
資産合計	**4,382,244**	**負債・純資産合計**	**4,382,244**

損益計算書の要旨

（自　平成26年1月1日　至　平成26年10月31日）

（単位：千円）

科目	金額
営業収益	4,284,477
営業費用	3,619,501
営業利益	664,976
営業外収益	109
営業外費用	8,430
経常利益	656,655
税引前当期純利益	656,655
法人税、住民税及び事業税	1,245
当期純利益	655,410
前期繰越利益	4
当期未処分利益	655,414